

薬生安発0311第1号
令和3年3月11日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
（ 公 印 省 略 ）

医師、歯科医師及び薬剤師の免許証の交付時等におけるPMDAメ
ディナビ及び医薬品副作用被害救済制度の周知について（協力依頼）

医薬品、医療機器等に関する行政の推進につきましては、平素から格別の御
高配を賜り厚く御礼申し上げます。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）では、
医薬品、医療機器等の安全性に関する重要な情報が発出された際にその情報を
電子メールで配信する無料のサービス「PMDAメディナビ」（医薬品医療機
器情報配信サービス）を提供しています。

PMDAメディナビは、医薬品、医療機器等の適正使用に関する情報を迅速
に入手するために有用な手段であり、免許証の交付時に周知することで、医師、
歯科医師及び薬剤師（以下「医師等」という。）によるPMDAメディナビの
更なる利用促進が図られ、医薬品、医療機器等の適正使用が進むものと考えま
す。

また、医薬品副作用被害救済制度は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構
法（平成14年法律第192号）に基づく公的制度であり、医薬品の副作用により入
院が必要な程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療
費、年金等の給付を行うものです。

医薬品副作用被害救済制度を周知することにより、副作用による健康被害を
受けた方への迅速な救済が図られるものと考えます。

医師等の免許証の交付時等におけるPMDAメディナビ及び医薬品副作用被
害救済制度の周知については、「医師免許証の交付時等におけるPMDAメデ
ィナビ及び医薬品副作用被害救済制度の周知について（協力依頼）」（令和2
年3月9日付け薬生安発0309第1号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策
課長通知）、「歯科医師免許証の交付時等におけるPMDAメディナビ及び医
薬品副作用被害救済制度の周知について（協力依頼）」（令和2年3月9日付
け薬生安発0309第2号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長通知）及

び「薬剤師免許証の交付時等におけるPMDAメディナビ及び医薬品副作用被害救済制度の周知について（協力依頼）」（令和2年3月9日付け薬生安発0309第3号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長通知）によりお願いしているところです。

今般、PMDAメディナビ及び医薬品副作用被害救済制度について紹介するパンフレットを作成しましたので、昨年度に引き続き、免許証の新規交付時、書換交付時等に、PMDAメディナビ及び医薬品副作用被害救済制度のパンフレットを配布いただくよう、御協力をお願いします。

なお、周知のためのパンフレットは、別途、PMDAが各都道府県における免許証の交付枚数の実績を踏まえて送付することを申し添えます。